

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 3 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 5 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人が所有する自動車（以下「本件車両」という。）の状態及び自動車買取業者の査定額を踏まえると、本件車両を差し押さえたとしても、その売却価額は滞納処分費を下回ることが考えられるため、処分庁が平成 30 年 2 月 13 日付けで行った本件車両の差押処分（以下「本件処分」という。）は、無益な差押えに当たる。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件車両の価額が滞納処分費を超える見込みのないことが一見して明らかとまではいえず、本件処分は、法律の定めるところに従って適正に行われているため、違法又は不当な点はない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 処分庁は、請求人に対し、平成 23 年度から平成 28 年度までの分の市民税及び道民税（以下「本件各税」という。）の納税通知書を発送したが、請求人がそれぞれの納期限までに本件各税を納付しなかったため、処分庁は、請求人に対し、それぞれ督促状を発送した。

イ 請求人は、本件各税について、それぞれ処分庁が前記アの督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しなかった。

ウ 処分庁は、本件処分の日までに請求人が完納しなかった本件各税及び本件各税に係る延滞金並びに滞納処分費（以下「本件徴収金」という。）を徴収するため、平成30年2月13日付けで本件処分を行い、北海道運輸局札幌運輸支局に対して本件車両の差押えの登録を囑託した。

エ 処分庁は、平成30年3月9日付けで、請求人に対して本件処分に係る差押書を送達した。

オ 請求人は、平成30年3月16日付けで、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分について

ア 差押えの対象となる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに当該差押えが違法となるものではないところ、本件車両は外観に大きな損傷は見当たらず、仮に故障があったとしても修理できない程度のものであるか否かは明らかでなく、自動車としての使用が全く不可能であるとは断言できないため、本件車両の価額が本件処分に係る滞納処分費を超える見込みのないことが一見して明らかとまではいえない。

したがって、本件処分は、無益な差押えには該当せず、法律の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点はない。

イ その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理手続（日付は、平成30年）

3月27日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
4月6日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
5月7日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
5月17日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
5月22日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 調査審議の経過（日付は、平成30年）

6月7日	審査庁から諮問
7月4日	第1回調査審議（平成30年度第3回札幌市行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

市町村民税の滞納者が地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は滞納者の財産を差し押えなければならないこととされており（同法第331条第1項第1号）、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る滞納処分等を行う場合は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて滞納処分等を行うこととされているほか（同法第334条）、自動車を差し押さえる場合は、滞納者に差押書を送達し、差押えの登録を関係機関に嘱託しなければならないこととされている（地方税法第331条第6項においてその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第71条第1項において準用する同法第68条第1項及び第3項）。

また、差し押さえることができる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び徴収しようとする税に先立つ他の債権の金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産は差し押さえることができないとされており（無益な差押えの禁止。地方税法第331条第6項においてその例によるものとされる国税徴収法第48条第2項）、この「差し押さえることができる財産の価額」とは、差押えをしようとする時における差押えの対象となる財産の処分予定価額をいうが、差し押さえることのできる財産の価額の正確な評価は実際上必ずしも容易ではなく、その厳密な評価を要するとすると滞納処分の円滑な遂行が期待できないこと等を考慮すると、差押えの対象となる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき税に優先する他の債権額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに当該差押えが違法となるものではないとされている（平成11年7月19日高松高等裁判所判決及び国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日付け国税庁長官通達）第48条関係5参照）。

そこで、本件について見ると、本件徴収金（滞納処分費を除く。）はいずれも督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったため、処分

庁が地方税法第 331 条第 1 項の規定により本件処分を行い、国税徴収法第 71 条第 1 項において準用する同法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により請求人に差押書を送達し、差押えの登録を北海道運輸局札幌運輸支局に囑託したことが認められる。

そして、本件車両については、本件徴収金に優先する他の債権が存する事情は窺われないところ、大きな損傷も見当たらず、故障中であったとしても修理することで自動車として使用できるようになる可能性があるとして、公売を実施した際における本件車両の価額が本件処分に係る滞納処分費を超える見込みのないことが一見して明らかとまではいえないとする処分庁の判断が、社会通念上著しく不合理であるとは認められず、したがって本件処分が無益な差押えに該当するとの請求人の主張は、採用することはできない。

以上により、本件処分は、法の規定に基づき適正に行われており、その他本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	鈴木光
委員	林賢一